

議 案 第 7 1 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年2月23日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正により、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲が拡大されたことに伴い、災害弔慰金を支給する遺族に係る規定の整備をするため。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 死亡した者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹（死亡した者の死亡の当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）がいるときは、その兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給について適用する。